


様式第1号（第3条関係）

市民の憲章検討委員会会議録

会議の名称	第4回市民の憲章検討委員会
開催日時	平成23年2月9日（水）19時02分開会 20時40分閉会
開催場所	市役所社庁舎 3階 第1委員会室
委員長氏名	市民の憲章検討委員会 委員長 難波 安彦
出席者氏名	難波 安彦、白井 政義、テーラー 幸恵、春名 裕志、 大西 世津子、安田 さち子、田尻 一平、田中 雅和（兵庫 教育大学大学院教授）
議 題	(1) パブリックコメントの結果について (2) 市民憲章（案）について (3) 市民憲章（案）の提案について
会議の経過	別紙のとおり
会議録の確定	2011年3月14日 委員長 難波安彦 

## 第4回市民の憲章検討委員会（会議の経過）

【1 開会】	事務局から開会を宣言。
【2 あいさつ】	委員長からあいさつ。
【3 協議】	(1) パブリックコメントの結果について (2) 市民憲章（案）について
委員長	<p>会議次第では、「(1)パブリックコメントの結果について」の報告が先になっていますが、本日は、市民憲章の素案について国語学的な見地から意見を伺うために、兵庫教育大学大学院教授の田中先生に来ていただいていますので、まず資料3ページの「(1)提出意見に対する検討委員会の考えについて」の「ア国語学の専門家の意見について」を先に進めたいと思います。田中先生、素案についてのご意見をお願いします。</p>
田中教授	<p>今回のパブリックコメントの中で問題になっているのは、「あたたかな人々を誇る」という表現は文法上正しいのか、再考をすべきではないか」という意見について、お話しします。</p> <p>おそらくこの「あたたかな」という言い方が、文法的な言い方をすると、「あたたかな」というのは形容動詞、「あたたかい」というのは形容詞になりますから、それを「あたたかい人」というのと「あたたかな人」どちらが、というようなつもりで問われたのだと思います。それでいいますと、おそらく「あたたかな」という意味が、いわゆる思いやりがあるとか、理解があるとか、愛情細やかであるという意味では、確かに「あたたかい」も「あたたかな」も使いますが、「あたたかな」というのが「あたたかい」とどう違うかを分かりやすく言うために、例えば「冷ややかな」という逆の言い方があります。この「冷ややかな」というのに対して「あたたかな」というのはありますが、「あたたかい」に対してはそれに対応する形容詞が同じような形ではありません。そういうことを考えましても言葉としてよりふさわしいのは、あるいはまず文法的にということであり、かつ伝統的であり、かつ「冷ややかな」というような対比する言葉が一方にあるというその対との関係で考えても、「あたたかな」というのはふさわしい表現だろうと思います。意味の上から言いましても、「あたたかな」というのが、一般には心理的な状況として、「あたたかな人」といったときには、思いやりがあるとか、理解があるとか、そういう愛情細やかな様子という意味を表す言葉ですので、ここでは原案の「あたたかな人々」というので問題はないと思います。</p> <p>それからひよっとすると、「あたたかな人々を誇る」という言い方の「誇る」の方にもこだわってのコメントかもと思います。これは「誇る」と</p>

という言い方の用法の中に「何々を誇る」、例えば、人の性格ではなくてある素晴らしいもの、優れたものとしてほかに示しよりの無いある特徴や能力を取り上げて「何々を誇る」という言い方をします。そう考えると、その「あたたかな人々」だけではなくその前に「美しい自然、豊かな文化」というものがありますが、こういうものを加東市の極めて特徴的なもの、あるいは誇れるものとして出した上で、「何々を誇る」という言い方をするのでしょうから、「輝かしい実績を誇る」とか、「長い歴史と文化を誇る」という言い方もありますし、極めてオーソドックスな言い方だと考えられます。したがって、ここは原案のままで全く問題は無いのではないかというのが私の見解です。

それから「あたたかな人々」というので、「心あたたかな」という表現はどうか、というコメントもあったようですが、これもわざわざ「心」という言葉を付けなくても、「あたたかな人」という言い方そのものに、心の持ちよう、愛情細やかな様子ということを表す用法として一般的に使われていますし、辞書にも掲載されている用法ですので、「心」が無くても何ら問題ないと。むしろ難波先生にお聞きしたところによると、そこにはいろいろなニュアンスを含めて、ある程度抽象的で漠然としたものが解釈者にも自由の余地を与えるというようなこともあるとお考えだと言われていましたので、まさしくその通りだろうと考えます。

次に、本文の「文化あふれる」という表現ですが、「これも整合性はあるのか、文法上の意味はどうなのか」ということですが、これも「あふれる」という言い方が極めて物質的で実質的なものを表さなければ使えないのではないかというニュアンスをお持ちの方がこういう言い方をされたと思いますが、「あふれる」に対して「こぼれる」という言い方があります。この「こぼれる」という言い方は確かに実質的な、あるいは実体的なものを伴う言葉のニュアンスが大変強いわけですが、「あふれる」という場合には、それが一般的な、抽象的な表現にもよく使われることがあります。ということで、もし「文化があふれる」という言い方がおかしいとすると、例えば文化を抽象的な概念として捉えながら、実質は、実体的なものもかねるといった言い方で言うと、「文化があふれる」という言い方がおかしいのであれば「豊かな文化」もおかしいということになりかねません。ところが、「豊かな文化」はよく一般に使われますし、このたびの前文にも「豊かな文化」という言葉も使われています。それと「文化あふれる」というのはまさしく前文と本文が呼応する形となっていますので、むしろ前文をよく反映した本文ということで「文化あふれる」という言い方は全く問題ないだろうと思います。「あふれる」というのは、意欲や自信、抽象的なものが豊富にあるということの特徴を表すのにふさわしい表現ではないかと、私の立場からは考えています。

この2点がお尋ねいただいたことで、もう1点、特にお尋ねは無かったのかもしれませんが、前文についてもコメントがあったように感じました。その中で現在の前文が「わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、・・・」となっていますが、これが言語学的な表記の仕方からすると、少し違和感のある人もいるのではないかと想像します。というのは、句読点の読点は意味の切れ目を表すものですから、「美しい自然と豊かな文化」で読点を打ってしまうとそこでいったん切ってしまう。それとはまた別に「あたたかな人々」ということを表しかねないということがあります。例えば英語の場合は、「A B C」と並べた場合に「A, B, C and D」というふうに最後に「and」を付けるだけです。ところが日本の言い方というのは、「AとBとCとD」という言い方をするのが一般的です。そこで「美しい自然と豊かな文化とあたたかな人々」という方法もありますが、これでは現在の感覚ではあまりにも「と」が使われすぎている、つまり「AとBとCとD」と並べるのはくどいと。ところがこれは日本の伝統的な使い方なのですが、そのくどさを最近では避ける傾向にあります。で、それをひとまとまりという言い方をすると、「美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々」というこの3つをセットにしたうえで、「…を誇る加東」という言い方をしますと、疑義をはさむ人はいないでしょうし、言葉のニュアンス、言葉の用法の上からもふさわしい言い方になるのではないかと考えます。もし訂正というのが可能であれば、その点は訂正するほうがよりふさわしいのではないかと、これは特に問われているわけではありませんが、昨日難波先生とお話ししたときにそう感じましたので、一応私の見解としてお話しし、提案していただいてはいかがだろうということを申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

まず、「あたたかな」について詳細な説明がありました。結論としては「あたたかな人々」でよいと。もう一つは「文化あふれる」という表現も問題は無いということでした。これは検討すべき点だと思いますが、前文の原文が「わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、・・・」を「わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、・・・」に直す方がよりいいのではないかと大変貴重な指摘があったと思います。

委員の皆さんの中で田中先生に何かご質問はありますか。

A委員

文法上の表現で「あたたかな人々を誇る加東市民」というのは問題ないとのことですが、パブリックコメントでこれだけ意見があつて、見た

	<p>人が疑問を感じる、意味としては合っているのに違和感を覚えるのはなぜでしょうか。</p>
田中教授	<p>そういうコメントを寄せた方は、多くの人ですか。</p>
A委員	<p>僕自身、20歳代の知人に聞いた話では、「あたたかな人々を誇る加東の市民として」というのが違和感を覚えるという個人的な意見を聞いています。年代のせいもあるかもしれないですが、そういうのは事実としてありました。</p>
田中教授	<p>これは想像の域でしか申し上げられませんが、一方で「あたたかい人」という言い方があって「あたたかな人」という言い方もある。で、これが「あたたかい人」に対して「あたたかな人」どちらなのかというと、その人が普段の言葉として使っている、まさしく感覚の問題だろうと思います。ですから感覚の問題でいうと、どちらとは言いきれないのですが、正しいか間違いかということを経験的な問題として言うならば、どちらも間違いではないといえる。ただ、どちらも間違いではないが、先ほどの理由で、おそらくいろいろな理由を込めたい、これが「あたたかい」というと割と実質的な寒暖のことを言っていることが多いので、「あたたかい人」とも確かに言いますし、「あたたかい家庭」とも言います。近年そういう言い方が広まっていますので、それはそれで語感としてはいいのだと思いますが、例えば今思い出した例でいいますと、最近の言い方で若い人たちと年配の人たちの間で感覚の違いがあるのに、このような「な」の用法があります。例えばですね、つい最近コンビニでお弁当を出し始めたときに、1週間毎日変わるお弁当というのでキャッチコピーに「1週間なお弁当」というのがでたのです。例えば「1週間なお弁当」という言い方に関して、若い世代はあまり抵抗を持たないのです。ところがどうでしょう、皆さん。「1週間なお弁当」と言われると少し違和感をお持ちじゃないですか。例えばそういう例です。その「な」というのが本来は、文法的な話をしてはどうかと思うのですが、本来は「1週間毎日変わるお弁当です」とか、「毎回日替わりのお弁当を用意していますよ」という言い方だと、伝統的な方は、「1週間のお弁当」なんですね。で、それが「1週間な」というのは、古い用法で「の」と同じ用法があるのです。例えば古い時代の「の」はですね、格助詞と呼ばれるのですが、格助詞の「の」は現代語では「の」でしか使わないのですが、古い時代では「な」を使っていたという事実があります。例えば、目の端っこ、「目の尻」という言い方のところを「まなじり」と言います。この「な」は「の」と同じです。それから「まなこ」も同じです。</p>

	<p>そういうものが、古い時代の「な」の格助詞ではあったのですが、それが消えてしまって、それがまた復活したように見えるのですが、実は復活したのではなくて形容動詞形にしてしまうことで状態を表そうという心理が働いて「1週間なお弁当」という言い方がある。で、そのように言葉が変化していく中で若い世代に受け入れられる言葉が古い世代には受け入れにくいとかですね、語感にはそういう差があります。ですから若い方々の間で「あたたかな人々」という言い方に少し普段の使っている言葉とは違うなという印象を持ったり、あるいは「誇る」というのもですね、「何々を誇る」という言い方も伝統的な言い方ですけども、例えば「豊かな文化を誇る」という言い方があるのですが、日常生活の中ではおそらく若い世代は使わない。で、そうすると、伝統的な言い方が出てきても、それが普段自分たちの使っている言葉遣いとの間に少しギャップがあるということがそういう反応を起こさせるのだと、いうふうに感じます。だからさっきの「な」の話で言うと、例えば「普通の人」という言い方を皆さんなさる。ところが「普通な人」というのは若者の間ではごくごく普通。ところが「普通」に対して「特別」という言い方がある。「特別の人」という言い方もするけど、上の世代でも「特別な人」はOK。「特別な人」はOKだけれども「普通な人」は違う。「特別の人」もOKだけれども「普通の人」もOKというふうに、本来は対の形で言語学的には対をもってどちらも正しい間違いという基準があるはずのものが世代によってギャップがあるという、そういうことだと思います。</p>
C委員	<p>パブリックコメントでは、5人の内2人が、「あたたかな」という表現はもう一つはっきりしないので、「心」という言葉を明文化したらどうかという意見でした。これについては、「心」を省いた方がより広く解釈できるという先生の説明で私は理解したのですが、2人が「心」を入れるという、ここだけ抽象的ではなしに具体的な表現にしたらという意見でしたので。</p>
田中教授	<p>例えばそういう言い方をするとですね、あのこだわり始めると、じゃあ今度は「心あたたかい人」、あるいは「体温のあたたかい人」といろいろ必要じゃないの、というようなことが逆に問われかねないと思います。そうするとそういうのも全部含めてということではなかるうかと思いません。</p>
C委員	<p>作者がそうおっしゃっているのですけどね。</p>
A委員	<p>もう一点、これは本文のほうになりますが、基本的に縦書きは漢数字</p>

	<p>で、横書きは算用数字で書くことを小学校の頃に習いましたが、憲章は横書きであるのに「一、」を使っています。算用数字と漢数字の違いを問われたときに、私は答えられませんでした。例えばこういうふうな横書きで漢数字の「一」を使うことは国語学的にはどうなのですか。</p>
田中教授	<p>文法ということでは全く問題ないです。要するに言葉の持つニュアンスだと思うのですが、市民憲章を書くときに、また掲示されるときに縦書きはありえないですか。場合によっては縦書きもありえますか。今後いろんな場で紹介されることがありましようし、縦書き、横書き両方を想定しておく必要があると思います。で、そうなったときに、算用数字の「1」と漢数字の「一」というのは、これも伝統的な話なのですが、「一」と書いてこれは「いち」と読まないのです。</p>
C委員	<p>ひとつです。</p>
田中教授	<p>はい、「ひとつ」と読むのです。そうすると「一（ひとつ）何々」、「一（ひとつ）何々」と、これは1、2、3の順番を表すのではなくて、「一（ひとつ）何々」、「一（ひとつ）何々」と挙げるための頭の言葉、枕の言葉です。そうするときに漢数字の「一」には「ひとつ」という読み方の習慣がありますが、算用数字の「1」にはありません。ということで漢数字の方がふさわしいと思います。</p>
C委員	<p>ということは、憲章が縦書きになっても「一」というのは書くと。</p>
田中教授	<p>そうですね。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか、今の質疑応答でも重要なご指摘をいただいたのではないかと思います。それでは田中先生にはここで退席していただきます。田中先生、ありがとうございました。</p> <p>（田中教授 退席）</p>
委員長	<p>次第に基づき、協議を進めていきたいと思います。「1 パブリックコメントの結果について」と「2 市民憲章（案）について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に基づき説明）</p>

委員長	<p>パブリックコメントに対する委員会の考え方につきましては、委員の皆さんの意見を元にF委員と私とで協議した結果を資料の事前協議結果欄に記載していますので、これに基づいて協議していきたいと思います。</p> <p>ただ、協議に入る前に、先ほどの田中先生からいただいた意見、前文についてのことですが、「わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。」というのが今の素案ですが、これを「わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この市民憲章を定めます。」とする方がよりいいのではないかという指摘をいただきました。この件について、先に協議したいと思います。ご意見をお願いします。</p>
C委員	田中先生の意見でいいと思います。
委員長	F委員さんよろしいですか？
F委員	私もそのほうがいいと思います。
委員長	<p>皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>(異議を唱える者無し)</p>
委員長	<p>それではお認めいただいたこととします。</p> <p>では、資料に基づいて協議していきたいと思います。提出意見についてはカテゴライズしてありますが、「1表題について」は1番2番とも副題を無くす意見です。事前調整結果については無くす方針としていますが、これについて何かご意見ありますでしょうか。</p>
A委員	<p>僕はあった方がいいと思います。最初に決めた理由としては、本文から受ける印象として柔らかさというものがあるのでその表現であり、子どもたちでも分かりやすい、あえて平仮名にしている。子どもに焦点をおいていることを考えた場合に、やはり残した方が柔らかさというものが保たれるし、子どもたちにとっても親しみやすいものになると思います。</p>
委員長	他の方のご意見はどうですか？
D委員	子どもにも分かりやすいということで、このサブテーマを付けると委員会で決めたと思うのですが、友達に聞きますと、子どもに分かりやす



	<p>いということであれば、憲章をもらうときに説明をしてあげたらいいのではないか、あえて加東市民憲章だけでいいという意見をお持ちの方もありました。</p> <p>私たちはこんな意味を込めて会議をしたのですと、一応話をしましたが、パブリックコメント意外に憲章だからサブテーマは要りませんという意見をお聞きしたので、この会議でもう一度決めたらどうかと、意見を書かせてもらいました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
C委員	<p>各委員の意見はここに出ていますね。省くという意見が多いように思いますが、難しいですね。</p>
A委員	<p>2件の意見を多いとみるのか、少ないとみるのか。ただ、賛成意見については、賛成ですって言わない。逆に反対意見なら、反対だと思うので。例えば反対が2件ある、反対意見があるのは当然ですが、その2件を多い意見と考えるのか、少ない意見、ある程度許容範囲の意見として考えるのかによっても、またパブリックコメントの件数自体も少ないので何とも言えないというのがありますが、2件あったから変えるということについて、本当に多い意見として私たちが受け取っているのかというところには疑問が残ります。</p>
D委員	<p>私も何のために何回もこの委員会で意見を出し合っただけここまで来たのかを考えると、パブリックコメントの意見を即尊重するのでは、今までの会議はどうだったかという思いもあるのです。しかし、いいことは取り入れていかないとパブリックコメントをやった意味もありませんし、難しいところですので、この会議でもう一回しっかりと賛成、反対を決めないといけないと思っています。</p>
B委員	<p>事前調整結果のところでは少し疑問に思うのですが、「「ねがい」という言葉を付けることにより「憲章」という言葉が持つ積極性の意味合いが失われる可能性があります」と書いてあるのですが、「ねがい」ということを付けることで積極性が失われるとは私は思わないのですが。強調する意味というか、むしろ「ねがい」を付けることによって決して積極性の意味合いが失われることはないと考えます。</p>
委員長	<p>「ねがい」の場合は、実現の可能性が無い場合でもいくらでもできるわけですね。例えば、火星に行きたい。これ私の願いと。ところが、</p>

	<p>この方が指摘されているのは、憲章は道しるべ、行動指針であると。要するに実現の可能性がある程度高いものでなければいかんだろうと。そのような判断で我々は積極性の意味が失われるというふうに考えたのです。事前調整結果についての疑義がありましたので、私の方からお答えしました。</p>
F 委員	<p>子どもに分かりやすいということで、言葉は「希望」や「誓い」とかいろんな言葉がありました、「願い」が一番合っていると思いました。しかし、家に帰りもう一度憲章の役割を考えたときに、今先生が言われたように「いかに行動を喚起させるものであるか、行動につながらなければいけない」ということを定義として、すごく強調している文献が多かったのです。それで、「ねがい」は割と消極的かなと思いました。</p> <p>「ねがい」と付けることで子どもたちが分かりやすくなることは確かですが、ではこの内容自体が子どもに分かりやすいかと言えば、決して分かりやすいものではありません。「文化」とか「希望」とか抽象的な言葉がいっぱい並べられていますので、結局これを子どもたちに指導される方が補足をしなければならぬ。そのときに「ねがい」という言葉を使われるかもしれませんが、説明はその方たちに委ねるべきであって、子どもの目線も大切ですが、憲章の行動喚起というところが一番大きな役割だと考えましたので、副題は不要だと考えました。</p>
A 委員	<p>憲章の意味としては、「道しるべ」という意味ですか。広辞苑で調べたことはないのですが、憲章の言葉の意味自体が何という意味なのかね。「道しるべ」という意味が含まれているのですかね。</p>
委員長	<p>ホームページで公開している資料には、市民憲章についての文章も掲載しています。おそらくこの意見の方は、「市民憲章とは市としてのまちづくりの方向性を明らかにし、市民のみなさま一人ひとりがまちづくりに主体的に取り組んでいただくための「道しるべ」となるものです。」という文章から道しるべというのを引用されたと思います。</p>
F 委員	<p>日本の市民憲章は、まちづくりのための行動目標を示したものであるというのが一般的了解です。秋田の市議会では、「誇りと責任をもち明るく豊かなまちをつくるために市民一人一人が実践すべき目標」とこのように強く書いてあるところもあるぐらいです。憲章は「ねがい」よりもかなりシビアな重いものに感じます。</p>
A 委員	<p>方向としては、3パターンあると思います。一つは、「わたしたちのね</p>

	<p>がい」というのを付ける。もう一つは、副題を付けない。最後は、「わたしたちのねがい」の「ねがい」という部分を他の表現にする。というような3パターンがあると思います。付ける、付けただけでなく、表現を変える、という点はどうでしょうか。</p>
委員長	<p>時間制約の中で具体的な案が今すぐに出れば、採用することについてはやぶさかではないですが、いますぐ出るでしょうか。</p>
A委員	<p>それを出すのではないですか、皆さんで話をして。</p>
D委員	<p>私は、この副題を取るか、取らないかだけでいいと思います。この「わたしたちのねがい」を変えてまで、サブテーマを付ける必要は無いと思います。</p>
C委員	<p>変えるとややこしくなる。</p>
B委員	<p>副題を付けているところは結構ありますよね。無いところも確かにあります。市民憲章としないで市民憲章が無いところもある。無くても別にいいのかもしれないですが、皆さんのご意見でそれを取りましようとなるならば、それも立派なものになったとすごく思いますけれども。</p>
A委員	<p>子どもたちに補足説明しないと分からない内容ですかね。「人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。」というのを小学校1年生の子に言って意味が分からないということはないと思います。いちいち指導者が補足しないといけないものではないし、逆に憲章は補足するものではないと思います。個人個人が読んで、聞いて、それを感じるものであって、誰かが説明をして教えないといけない、教えるべきものでもないと思います。</p>
D委員	<p>小学校1年生の子が憲章を唱えるときはあまりないと思います。高学年になって何かの大会に参加して、そこで憲章と一緒に読むときがあるかもしれないが、小学校1、2年生のときから憲章を学ぶ機会はないと思います。説明をするのはそのときそのときでいいのではないのでしょうか。</p> <p>憲章にするか、サブテーマをこのまま置くかをここで先生から提案していただければどうですか。</p>
委員長	<p>今まで意見を言われていない方はどうですか。</p>

E 委員	<p>そもそも副題を平仮名で付けたのは、子どもに分かりやすくしたいのと、柔らかい表現にしたい、この2点だったと思います。例えば、1年生の子どもが意味を理解する、表面的には何となく分かると思います。具体的な細かいところ、深いところは全然分からないわけで、それを我々大人が子どもに説明をするかどうかは別問題として、子どもが抽象的にしか分からない、でも何となく分かるということであれば、無理して付ける必要もないのかなと思いました。柔らかい意味合いにすることについても、本文自体が柔らかいので、無理に付けることはないかなと思いました。</p>
C 委員	<p>私も同じで、副題は無理に使わなくてもいいと。もし小学校低学年の子どもたちが使うのであれば指導要綱みたいなもので、市民憲章はこういう説明をしてあげてくださいと教育委員会からだしてあげれば、それで十分だと思いました。</p>
委員長	<p>だいたい傾向は出てきたと思うのですが、どうしても意見が分かれた場合は決を採るということもあるのですが、こういう委員会で決を採るのは馴染まないと思います。私自身の意見としては、事前調整結果にあるように削除してもいいかと思うのですが。この方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議を唱えるものはなし)</p>
委員長	<p>それでは、事前調整結果のとおりに決めたいと思います。</p> <p>次に「2 前文について」に移ります。まず1 番目について、ご意見をいただければと思います。</p>
A 委員	<p>今回パブリックコメントでの意見に対する回答は、提案者に戻すのですか。</p>
事務局	<p>いただいた意見に対して、委員会としての考え、そして反映させるかさせないかをホームページ上に掲載する予定です。</p>
A 委員	<p>ちなみに提出方法は、電子メールですか。直接持って来たりとか、郵便で来たりとか、電話であつたりとか。</p>
事務局	<p>電話での意見提出は受け付けておりません。今回は、すべて電子メー</p>

	<p>ルでの提出でした。</p>
A委員	<p>それなら、ホームページの掲載でも構いませんね。</p>
委員長	<p>前文の提出意見1については、どうでしょうか。</p>
C委員	<p>このままでいいと思いますが、先ほどの田中先生の訂正を加えてください。</p>
委員長	<p>ほかにご意見はありませんか。それでは、そのように決定します。</p> <p>2番目に関しましては、先ほど田中先生からこれで問題ないという意見をいただきました。委員会の考え方については作成しないといけません。憲章文につきましては、このままでよろしいでしょうか。</p>
	<p>はい。(異議を唱える者なし)</p>
委員長	<p>では3番目の意見です。これについてのご意見をお願いします。</p>
A委員	<p>この「自然環境、地理や歴史、誇るべき点については、前文に含まれている」というのは、どの点が。例えば自然とか、地理や歴史というのは、地理に関しては自然かなと思いますが、歴史に関しては文化に含まれるということですか。</p>
委員長	<p>はい。我々の解釈としてはそういうことです。文化というのは、文化財で歴史的なものもいっぱい加東にはありますよね。それを含めています。</p>
A委員	<p>提案者はその文化財のことを言っているのですかね。一般的に歴史と云ったら、加東市の成り立ちとかのことを想定して言っているのかと思うので。まあ委員としては明記する必要は無いと思うのですが、ただ内容として、文化の中に歴史があるというにはちょっとしっくりこないというレベルの話ですけれども。</p>
F委員	<p>加東市には、社、滝野、東条のそれぞれ誇るべき歴史があります。その中で、何をどこまで記すのかを考えていたときに、もし文化に歴史が含まれないという観点でこの文を作ったときに、大変なことになってしまいますので、一つ一つあえてふれるのではなく歴史を文化に含めたつもりです。</p>

委員長	<p>文化は非常に広いわけで、その中に歴史的な要素をすべて排除することは無理だろうという理解ですね。</p> <p>ほかの方はよろしいでしょうか。</p> <p>はい。(異議を唱える者なし)</p>
委員長	<p>では、3番目はこのようにさせていただきます。</p> <p>次に4番目の意見です。これについては、この委員会の中でもあると考えられると確認したように記憶しているのですが、よろしいですか。</p> <p>(異議を唱える者無し)</p>
委員長	<p>それでは、次です。「3本文について」に移ります。1番目です。これについて、ご意見いただけますでしょうか。</p>
A委員	<p>健康の大切さが暗喩されているというのは、具体的にどこの部分ですか。全体の中で暗喩されているのか、第1文とか第2文とか。健やかな部分ですか。</p>
委員長	<p>健やかではないです。これは、健やかなまちづくりということで、心身の健康ということではなくて、全体として考えたと思うのですが。</p>
F委員	<p>健康でなければ学ぶこともできない、自然に接することもできない、そのような健康が最も大事ですという前提に基づいて、書いたつもりです。</p>
A委員	<p>僕自身は提出意見「心と身体を鍛え、笑顔あふれるまちにしましょう」は、なかなかいいと。暗喩されているが、あえて明文化することによって、より明確になることもあるでしょうし。</p>
F委員	<p>そうすると最後の「だれもが希望をもてる…」の「だれも」には、健康になりたくても健康になれない人とか、身体的だけでなく、精神的な悩みを抱えている方も含まれています。それにちょっと矛盾してしまいますので、あえて「心身」という言葉や「健康」という言葉を明記することはどうかと思いました。</p>
委員長	<p>本文の第4文「だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。」に</p>

	<p>は「人権の尊重を表しています。年齢、性別、国籍、職業、立場、障害の有無などにかかわらず、市民として互いを受け入れ、…」という意味がありますから、本当に健康を願いながらそれを得られない人たち、その人たちを含めて「希望をもてる」でありますから、健常者によってはできるだけ健康にとというのはあると思いますが、そういうマイノリティの人も含めて希望を持てるという第4文を考えると、健常者にとっては非常に大事なことです。前面に出すのはどうなのかということから資料にあります検討結果としています。</p>
A委員	<p>その障害のある方は、こういう心身を鍛えとか、心はいろいろと今いわれていますけれども、これを見て「うわぁ」と言うのですかね。逆に憲章としてそういうものを掲げることによって、「私たちの立場は」と思う人は結構いるのですかね。</p>
委員長	<p>それは聞いてみないと分かりませんが、我々がどういう精神でこの憲章を作るかということですよ。だから、そういう人たちにも目配りをした形で憲章を作るのか、そうでもなくてもいいのか、私は前者の方だと思いますが。</p>
A委員	<p>それなら、そういう意見もひっくるめてあってもいいかと思いますが。</p>
B委員	<p>流れが変わってきませんか。</p>
A委員	<p>4つの流れですか。具体的にどこのあたりが変わってきそうですか。</p>
C委員	<p>委員長が言われたように、健常者だけの話を5つ目に入れるとなると、4つ目と5つ目がだぶる可能性があります。このまま文章で少しだけ書くのならいいですけど、解説的なものを書くとなると書きにくくなります。</p>
B委員	<p>解説で気になったのですが、4つ目の解説の中で、障害の「害」について以前事務局から話があったと思うのですが、「障害」という漢字はこれでいいのですか。</p>
事務局	<p>問題ないと思います。どちらかに統一するという結論が出ている訳ではありませんので。</p>
C委員	<p>社会福祉協議会をはじめとした福祉関係の団体では、だいたい平仮名</p>

	<p>のほうが多く、大体統一されています。</p> <p>しかし、それが加東市としての対応を表すものかといえばそうでもないです。事務局が言われたように、はっきり決めてないのであればこのままで。</p>
B 委員	<p>逆に、これを統一されていなくても、ここで「障害」を平仮名にするという質問も無かったですか。</p>
委員長	<p>これは以前議論したと思います。F 委員からの提案もあって、このままでいきましょうということになったと思います。</p>
B 委員	<p>記憶していますが、それでいいのですね。</p>
事務局	<p>こちらは構いません。</p>
委員長	<p>パブリックコメントが出てきたときにはそれに関してはこういう思いでこの言葉を使いましたとの説明は必要だと思うのですが、一応この言葉でしょうというのは決まったと認識しています。</p> <p>1 番はよろしいですか。</p> <p>(異議を唱えるものは無し)</p>
委員長	<p>では、二番目の意見です。これに関してはさっき田中先生の方からこの表現で問題なからうということでした。</p>
C 委員	<p>少し気になるのが、提案者が言われている「文化はあふれるものなのでしょうか。」という意見に対する答えがこの調整結果の中にはありません。「あふれる」という表現はしてもいいのですかということについて、先ほど田中先生が言われた説明を入れた方がよいと思います。僕は、「あふれる」という表現はよく使うという内容を追記する方がよいと思います。</p>
委員長	<p>補足したほうがいいですね。</p> <p>それではホームページには補足しましょう。先ほど田中先生が言われたように、「豊かな文化」というのもありえるので「あふれる文化」というのもありあえるだろうと。それを補足した上でホームページには掲載していくと。</p>



委員長	それでは、3番目ですね。これについてはどうですか？
C委員	全員が言っていますね。否と。
委員長	だから、よろしいですか。  はい。
委員長	次に4番目です。これは要審議だと思うのですが、「健やか」にするか、「活力」にするか、どちらがいいかということですが、どうでしょうか。事前調整の場合には「活力ある健やかなまち」だったので、これは二重表現ではないかというので入れる必要はないという結果でしたが、これでは問いの答えにはなりませんので。問いには健やかなまちにしましょうか、活力あふれるまちにしましょうか、どちらがいいかということですね。
D委員	そのままでもいいのではないのでしょうか。
委員長	よろしいのでしょうか。私もこのままの方がいいのではないかと思います。活力というのはそれでいいと思うのですが、例えば経済は活気があるといいです。活気があるというのはいいことではありますが、場合によっては同時に格差も生みます。全体としては活気があるのですけれども貧しい人達もいると。健やかというのはある種健全な発展というような意味を含んでいるように思いますので、このままでいいかと思います。では、4番目はこのままでいきましょう。 5番目です。これについてご意見はありますかでしょうか。  はい。(異議を唱える者なし)
委員長	では、そういうことで。 6番目です。これについても何かございますでしょうか。
C委員	やはり、「緑」を入れると、当然こうなってしまいますよね、自然環境に偏るということに。原文のままでいいと思います。
委員長	ありがとうございました。一応このようにさせていただきたいと思えます。それでは今まで審議していただいたわけですが、市民憲章案について最終確認をしたいと思えます。資料3にあります表題に関しては加

委員長	<p>東市民憲章ということで副題を取ると。</p> <p>前文に関しては「わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東市民として、この憲章を定めます。」というのを「わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。」という案をお認めいただいたと思います。</p> <p>本文の方は読みませんが、特に変更はなかったと思います。</p> <p>読み方では、さっき田中先生が言われましたように、「一」を「ひとつ」という読み方にしたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p> <p>はい。(異議を唱える者無し)</p> <p>それでは、これを市民憲章(案)にしたいと思います。</p>
<p><b>【3 協議】 (3) 市民憲章(案)の提案について</b></p>	
委員長	<p>では、次に「市民憲章(案)の提案について」を協議したいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
委員長	<p>説明のあったように、3ページ目に書かれているような内容で提案したいと思います。何かご意見はありますでしょうか。提出日に関しては日程調整をしないといけないので現時点では空欄となっています。</p>
C委員	<p>提案方法ですが、委員長だけでいいと思うのですが。私が委員長になったものは皆そうでした。3人になるとなかなか日程調整は難しいだろうし、先生だけで十分だと思うのですが。副委員長も出席する例はあるのですか。</p>
事務局	<p>あるのはあります。</p>
C委員	<p>委員長1人でいいと思いますが。</p>
委員長	<p>皆様の了承が得られれば提案されたとおりにしましょうか。それでよろしいですか。</p> <p>(異議を唱える者無し)</p>

委員長	<p>それでは、そのようにしたいと思います。</p> <p>次に、この報告書の内容について審議したいと思いますが、これに関して説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき説明)
委員長	<p>それではこの検討結果報告書について何か、また全体をとおして何かありますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、これに提案提出日を入れるのと、素案を仮表記しているので、今日の協議内容を反映させたものを市長に提出したいと思っています。</p> <p>これで議題としては終わったと思います。何かございますか。</p>
事務局	<p>本日の協議結果を踏まえて最終的な書類を作成することになりますが、書類の確認については皆様にご確認いただくべきところですが、委員長に代表してご確認いただくということで了承いただけますでしょうか。</p> <p>はい。</p>
委員長	では、代表して私が確認させていただきます。
<b>【 4 閉会】</b>	
委員長	<p>他にありませんでしょうか。無いようでしたらこれをもちまして第4回委員会を終わります。</p> <p>大変お疲れ様でした。仕事とか家事とかいろんな状況の中で夜の時間帯で熱心にご協力いただきまして大変感謝しております。皆さんの熱心な議論のお陰で、本日なんとか憲章を作成することができました。今後この市民憲章が、最後に書かれているようにあらゆる機会において積極的な啓発に努めていただきますよう、切に願います。こういうふうな形で広がっていけばいいなと思います。大変ありがとうございました。</p>